

平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社東葛ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 石塚俊之
 (JASDAQ・コード2754)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 吉井徹
 (TEL 047-346-1190)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の100株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成28年4月1日(金)

(ご参考)平成28年4月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>【単元株式数】 第6条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>【単元株式数】 第6条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則 <u>第6条の変更は、平成28年4月1日をもって効力を生じるものとし、当該効力発生までは従前どおり次のおりとする。</u></p> <p>【単元株式数】 <u>第6条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は第6条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

3. 効力発生日

平成 28 年 4 月 1 日

以 上